新たに定める基準等に係る条例制定について

1 条例制定の必要性

子ども・子育て支援新制度の移行に伴い,実施が予定されている教育・保育及び地域 子ども・子育て支援事業において,市町村が認可を行う必要があることから,各事業に おける設備及び運営について,その基準等を定めるため条例を制定しようとするもので す。

2 制定又は改正を予定している条例(名称はいずれも仮称)

- (1) 盛岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制, 職員, 設備及び運営に関する基準を 定める条例(新規)
- (2) 盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(新規)
- (3) 盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (新規)
- (4) 盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(新規)
- (5) 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(一部改正)
- (6) 盛岡市保育所における保育に関する条例(改正又は廃止のうえ新規制定)

3 条例案検討に当たっての考え方

市が条例等で定める基準は、国が示す「従うべき基準」と「参酌すべき基準」をもとに、地域の実情に応じて定めることとされております。「従うべき基準」と「参酌すべき基準」は次のとおりです。

従うべき基準	必ず適合しなければならない基準。「従うべき基準」と異なる
	内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で
	地域の実情に応じた内容を定めることは許容。
参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準。「参酌すべき基準」を十分
	参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容
	を定めることは許容。

なお、条例の制定にあたっては国が示す基準をもとに検討しますが、保育の質を確保するために必要と判断される基準等については、現在の本市の基準の維持を基本として基準案の確認を行っております。

4 定めようとする基準及び条例案の概要について

- (1) 盛岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
 - ① 条例の趣旨・目的

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(認定こども園法)の施行に伴い、全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、改正後の認定こども園法に基づき、市が認定こども園の認可等を行うことになることから、その設置や運営等、認可の基準について定めるものです。

② 事業内容

新たな幼保連携型認定こども園の質を確保し向上させる観点から、現行の幼保連 携型認定こども園に適用されている基準を基礎とした上で、幼稚園と保育所の基準 のいずれか高い水準を引き継ぐ等の方針で基準を策定するものです。

③ 国の基準案との盛岡市の現行基準との相違点

項目	国の方針		盛岡市の現行基準 (保育所)
設備の基準	2歳未満		乳児又は2歳未満の幼児
	乳児室の面積	1. 65 m²	乳児室又はほふく室の面積 3.3
	ほふく室の面積	3.3 m^2	m²以上

④ 施行予定日

平成27年4月1日(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行日)

(2) 盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

① 条例の趣旨・目的

子ども・子育て支援新制度において、従来の認可保育所(定員 20 名以上)の枠組みに加え、20 人未満の小規模な保育や居宅訪問型保育などの地域型保育事業が創設される予定となっています。この事業は市町村の認可事業となることから、その設置や運営等、認可の基準について定めるものです。

② 事業内容

子ども・子育て支援新制度において、教育・保育施設を対象とする施設型給付・ 委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児 童福祉法に位置づけた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中か ら利用者が選択できる仕組みとするものです。

- ·家庭的保育事業(利用定員5人以下)
- ・小規模保育事業(利用定員6人以上19人以下でA型・B型・C型の3つに類型)
- ・居宅訪問型保育事業(保育を必要とする子どもの居宅において1対1を基本とする保育を提供)
- ・事業所内保育事業(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要と する子どもにも保育を提供)

③ 基準案の概要

項	小規模保育事業			家庭的保育	居宅訪問型	事業所内保
自	A型	B型	C型	事業	保育事業	育事業
職	0 歳児	0 歳児	0~2 歳児	0~2 歳児	0~2 歳児	0 歳児
職員数	3:1	3:1	3:1(補助者	3:1	1:1	3:1
35	1・2 歳児	1・2 歳児	を置く場合	家庭的保育		1•2 歳児
	6:1	6:1	5:2)	補助者を置		6:1
	3・4 歳児	3・4 歳児		く場合 5:2		
	20:1	20:1				
	4歳以上	4歳以上				
	30:1	30:1				
	各+1名	各+1名				
資格	保育士	1/2 以上保育	家庭的保育	家庭的保育	家庭的保育	保育士
格	※保育所と同	士	者	者	者	
	様,保健師又	※保育所と同	※市町村長が	※市町村長が	※市町村長が	
	は看護師の特	様,保健師又	行う研修を修	行う研修を修	行う研修を修	
	例を設ける	は看護師の特	了した保育	了した保育	了した保育	
		例を設ける	士,保育士と	士,保育士と	士,保育士と	
		※保育士以外	同等以上の知	同等以上の知	同等以上の知	
		には研修実施	識及び経験を	識及び経験を	識及び経験を	
			有すると市町	有すると市町	有すると市町	
			村長が認める	村長が認める	村長が認める	
			者	者	者	
保	0歳・1歳児	0歳・1歳児	0~2 歳児	3.3 m²/人	_	0~2 歳児
保育室等	3.3 m²/人	3.3 m²/人	いずれも			いずれも
等	2歳児	2歳児	3.3 m²/人			3.3 m²/人
	1.98 m²/人	1.98 m²/人				
屋	2歳以上	2歳以上	2歳以上	2歳以上	_	2歳以上
遊	屋外遊戯場等	屋外遊戯場等	屋外遊戯場等	屋外遊戯場等		屋外遊戯場等
外遊技場等	(付近にある	(付近にある	(付近にある	(付近にある		(付近にある
等	代わるべき場	代わるべき場	代わるべき場	代わるべき場		代わるべき場
	所を含む。)	所を含む。)	所を含む。)	所を含む。)		所を含む。)
	3.3 ㎡/人以	3.3 m²/人以	3.3 m²/人以	3.3 m²/人以		3.3 ㎡/人以
	上	上	上	上		上

④ 施行予定日

平成27年4月1日(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育,保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行日)

(3) 盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

① 条例の趣旨・目的

放課後児童健全育成事業の実施における設備及び運営に関する基準について定めるもので、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数等について定めるものです。

② 事業内容・対象

小学校に就学している児童であって、その保護者が日中就労等で家庭にいない児童に対し、授業終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

③ 基準案の概要

職員の資格:児童の遊びを指導する者の資格を基本とする。

員数:職員は2人以上配置することとし,うち1人は有資格者とする。

規模:おおむね40人までとする。

面積:児童1人あたりおおむね1.65 ㎡とする。

開所日数:年間250日以上を原則とする。

開所時間:平日1日につき3時間以上,休日1日つき8時間以上

④ 施行予定日

平成27年4月1日(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育,保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行日)

(4) 盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

① 条例の趣旨・目的

子ども・子育て支援新制度において、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可を 受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が対象施設・ 事業として確認し、給付による財政支援の対象とすることとされています。この確 認制度における運営基準について、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例を定め るものです。

② 事業内容

「施設型給付(認定こども園・幼稚園・保育所)」や「地域型保育給付(小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育)の」対象となることを希望す

る教育・保育施設や、確認を受けた特定教育・保育施設や特定地域型保育事業において、子どもが教育・保育を受けた場合、保護者が特定教育・施設に支払うべき額を限度として、施設型給付や地域型保育給付費として施設が受け取ることができることとされていることから、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者に関する基準を定めるものです。

③ 基準案の概要

国が基準を定めている項目は次のとおりです。

ア 利用開始に関する基準

提供する教育・保育の内容及び手続きの説明,同意,契約 応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止) 定員を上回る利用の申し込みがあった場合の選考 支給認定証の確認,支給認定証の確認,支給認定申請の援助

イ 教育・保育の提供に伴う基準

幼稚園教育要領,保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)

連携施設との連携(地域型保育事業のみ)

上乗せ徴収等の取り扱い

特定利用保育・特定利用保育の提供(定員外利用の取り扱い) 利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止)

ウ 管理・運営等に関する基準

運営規定の策定

個人情報管理(秘密保持)

非常災害対策,衛生管理等

事故発生の防止, 発生時の対応

評価, 苦情処理

会計の区分

管理・運営等に関するその他の事項

エ 撤退時の基準

確認の辞退・定員減少における対応 (利用者の継続利用のための便宜提供等)

④ 施行予定日

平成27年4月1日(子ども・子育て支援法の施行日)

(5) 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例

① 条例の趣旨・目的

子ども・子育て支援新制度の中で、保育所・幼保連携型認定こども園については、 特定教育・保育施設として、①児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たす ことに加え、②特定教育・保育施設として運営に関する基準を満たすことが求められることになったところです。

これらの認可基準と運営基準は内容的にも相互密接に相まっており、また、今回、 幼保連携型認定こども園の運営に関する基準が別途できることとなったため、所用 の改定を行うものです。

② 内容

保育所に対し、施設の運営についての重要事項に関する規定を定めること及び保 育所などを4階以上に設置する場合の避難用階段などの設置要件を見直すものです。

③ 基準案の概要

項目	国基準案	現行の盛岡市
施設運営の重要事項	目的及び運営の方針,提供す	規定なし
に関する規定	る保育の内容、職員の職種・	
	員数及び職務の内容, 保育の	
	提供を行う日及び時間並び	
	に提供を行わない日, 利用定	
	員、保育所の利用の開始・終	
	了に関する事項, 保育所の運	
	営に関する重要事項など	
4階以上に保育室を	避難用として特別避難階段	避難用階段の設置のみ規定
設置する場合の避難	に準じた屋内避難階段(排煙	あり
用階段などの設置要	設備を有するもの) 又は特別	
件	避難階段,屋外傾斜路,屋外	
	避難階段の設置を追加	

④ 施行予定日

平成27年4月1日(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育,保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行日)

(6) 盛岡市保育所における保育に関する条例

① 条例の趣旨・目的

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に 基づき保育の必要性を認定する仕組みとなることから、その基準を定めるものです。

② 内容

保育の必要性の認定にあたっては、保護者の就労や疾病などの「事由」、保育標準時間又は保育短時間といった保育の時間的必要量の「区分(保育必要量)」の2点について国が基準を定め、現行の運用状況を踏まえつつ市町村が認定の基準を定

めるものです。

③ 基準案の概要

ア事由	
国基準案	現行の盛岡市(保育に欠ける事由)
以下のいずれかの事由に該当すること	児童の保護者のいずれもが次の各号のい
• 就労	ずれかに該当することにより当該児童を
•妊娠, 出産	保育することができないと認められる場
・保護者の疾病、障がい	合であって、かつ、同居の親族その他の者
・同居又は長期入院等している親族の介	が当該児童を保育することができないと
護,看護	認められる場合に行うものとする。
・災害復旧	・ 昼間に居宅外で労働することを常態と
・求職活動 (起業準備を含む)	していること。
・就学(職業訓練校等における職業訓練	・ 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常
を含む)	の家事以外の労働をすることを常態と
・虐待やDVのおそれがあること	していること。
・育児休業取得時に、既に保育を利用して	・ 妊娠中であるか又は出産後間がないこ
いる子どもがいて継続利用が必要であ	と。
ること	・疾病にかかり、若しくは負傷し、又は
・その他、上記に類する状態として市町村	精神若しくは身体に障がいを有してい
が認める場合	ること。
	・ 長期にわたり疾病の状態にある同居の
	親族又は精神若しくは身体に障がいを
	有する同居の親族を常時介護している
	こと。
	・ 震災,風水害,火災その他の災害の復
	旧に当たっていること。
	・ 前各号に類する状態にあると市長が認
	める状態にあること。
・就労下限時間 1か月当たり 48 時間	・就労の下限時間
以上 64 時間以下	一日4時間以上,かつ,月15日以上の

就労等が必要(月60時間)

イ 区分

国基準案	現行の盛岡市
・保育標準時間 11 時間	1日につき8時間を原則とし,乳幼児の保
·保育短時間 8時間	護者の労働時間その他家庭の状況等を考
	慮して、保育所の長がこれを定める。

④ 施行予定日

平成27年4月1日(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育,保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行日)

5 基準検討の進め方

平成26年4月~5月 部会において基準案の検討

平成26年5月中旬 第4回盛岡市子ども・子育て会議開催予定

平成 26 年 6 月 基準案に関するパブリックコメント実施 平成 26 年 6 月 保育所・幼稚園等関係団体からの意見聴取

平成26年9月 市議会9月定例会に条例案提案

6 国おける基準制定の状況

(1) パブリックコメントの実施状況

平成 26 年 4 月 9 日から 4 月 22 日までの間,次の基準案等についてパブリックコメントを実施しています。

- ① 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準案
- ② 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案
- ③ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案
- ④ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案
- ⑤ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

(2) 政省令公布の予定

パブリックコメントの結果を踏まえて内容を検討のうえ、平成 26 年 4 月中に政省令が公布される予定です。